

電子申請の方法について詳しく説明します！



事前準備のチェック完了後、そのまま申請する方

画面の、ここをクリック！

すべてのチェックボックスにチェックが入るとe-Gov電子申請システムからの電子申請が可能になります。全ての利用準備が整い、電子申請を行う場合は、次の[電子申請手続検索]ボタンから検索してください。

電子申請手続検索 →

申請の名称を、
ここに入力して検索！
(例：「保険関係成立」)

申請にあたっての確認
ご利便にあたっての注意事項
関連情報

キーワードを入力
このキーワードを [] 全て含む [] いずれかを含む

キーワードの検索対象を入力
○ 手続名から検索 ○ 手続情報全文から検索

件数
検索結果を表示する
件数
検索結果を表示する

このページの先頭へ ↑

労働保険保険関係成立(継続)

手続概要
手続概要: 保険関係が成立した事業の事業主がそのする法律第4条の2第1項、労働保険の賃料の徴収による提出の代り也可能です。提出時期: 保険関係は公共雇業安定所にご相談ください。審査基準: 申込書類の提出者

その他手続情報
個別ファイル署名手続

総件数: 4件 1件から4件までを表示

このページの先頭へ ↑

申請名称を
クリックして
スタート！

e-Govウェブサイトの
トップページから申請する方

ここをクリック！

e-Gov電子申請システム

申請・手続をする
e-Gov電子申請システム

見出し・要領を
提出する
e-Gov電子申請システム

電子申請メニュー

重要なお知らせ

2016年4月20日 Java実行環境の更新について

ここをクリック！

該当する申請を
クリック！

個人または社会保険労務士などの代理人が申請・協助する場合
申請(申請者:代理人)
手続の申請を行なう場合は、こちらから操作してください。

被扶養名で氏名を兼ねて申請・協助する場合
連名申請(連名代表)
連名での申請を行なう場合は、こちらから操作してください。

連名申請提出
連名申請の提出を行なう場合は、こちらから操作してください。

①申請(申請者:代理人)
②連名申請とは

電子申請の手順について
「成立手続」「概算保険料の申告手続」「年度更新」などに関する電子申請の操作は、それぞれのマニュアルを参照してください。
<http://www.mhlw.go.jp/stf/tetuzuki/e-gov/>



このページでは電子申請を行う際には、以下のリンクをご確認の上、事前準備をお願いします。
[電子申請手続の流れ] (<http://www.e-gov.go.jp/e-gov/manual/flow/stepup/index.html>)
[e-Gov電子申請システム利用マニュアル] (<http://www.e-gov.go.jp/e-gov/manual/flow/stepup/index.html>)
[e-Gov電子申請システムマニュアル] (<http://www.e-gov.go.jp/e-gov/manual/flow/stepup/index.html>)

当ページでは、電子申請の流れ(1)から電子申請手続までの手順を、事業者の方が読みやすい手順を中心に、主な手順を電子申請手順に記載しています。

手順の区分 主な申請手続 e-Gov電子申請マニュアル PDF(全文版) PDF(分岐版) 携出用 PDF提出先

被保険者に限らず ほんじゆくひんに限らず	ほんじゆくひんの申込手続	<まとめて申込> 契約登録のグループ申請 (平成28年1月更新)	PDF(全文版) (2.97MB)	PDF(分岐版) (2.41MB)	携出用	<健康保険> 厚生年金保険 介護保険 医療保険 被保険者
手続きが入り込むとき	手続きが入り込むとき	<まとめて申込>	PDF(全文版) (1.02MB)	PDF(分岐版) (1.02MB)	携出用	入社から3ヶ月以内 新規登録 年金支給 雇用保険 ハローワーク